

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	株式会社ゆうき	種別	放課後等デイサービス
代表者	浅野 広幸	管理者	魚住 寛之
所在地	広島市佐伯区河内南 2丁目7番26号	電話番号	0829-30-8671

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3－3に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第Ⅰ章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は株式会社ゆうきとする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

統括施設長 浅野広幸の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	<p>全体を統括する責任者・代行者を選定</p> <p><input type="checkbox"/> 体制整備 責任者：統括施設長 浅野広幸 代行者：魚住寛之</p> <p>意思決定者・担当者の決定 意思決定者は統括施設長とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 役割分担</p>	様式 1
(2) 情報の共有・連携	<p><input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 事業所内・当事者関係先事業所</p> <p><input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 施設管理者がとりまとめ、対策本部へ連絡する 報告先リストの作成・更新 作成後に変更・追加があれば、適宜行う</p>	様式 2
(3) 感染防止に向けた取組の実施	<p>必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 テレビ、ラジオ、インターネットなどメディアを中心とした対応</p> <p><input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底 感染症予防マニュアルに沿った対応</p>	様式 3 様式 8

	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理 検温、咳の有無、消毒の徹底などを中心に行っていく <input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の記録管理 基本的に訪問行為や入室はご遠慮いただく形で対応していく 	
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認、備蓄 毎月1回、在庫量の確認、発注を行う 保管先は 、日常営業利用分を除き、施設内にて保管する <input type="checkbox"/> 委託業者の確保 特に必要性を感じていないが、必要であれば対応していく 	様式6
(5) 職員対応 (事前調整)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員の確保 毎月ごとに、出勤簿を作成し、変更過不足が生じれば適宜対応する <input type="checkbox"/> 相談窓口の設置 対策本部を窓口として対応する 	
(6) 業務調整	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認 国・広島県が示したガイドライン等に沿って対応していく <input type="checkbox"/> 業務内容の調整 職員数に応じて、ヒヤリハットや事故が起らないように支援内容を変更していく 	様式7
(7) 研修・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> BCPの共有 施設内の協力体制の構築について、各施設で BCP の共有を図っていく 	

	<input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修 内容について、精査研究を行い必要な研修を行っていく <input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練 有事に迅速な対応が行えるような訓練を行う	
(8) BCP の 検証・見直し	<input type="checkbox"/> 課題の確認 訓練後に、課題について精査していく <input type="checkbox"/> 定期的な見直し 精査後に提案された意見を確認して、必要があれば見直しを行う	

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

〇〇の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	浅野広幸	魚住寛之
医療機関、受診・相談センターへの連絡	深江施設：魚住寛之 物見施設：富松正義 佐方施設：大濱陽平 上平良施設：渕上和弘	深江施設：山田悠児 物見施設：岡林繁輝 佐方施設：大瀬瑠梨香 上平良施設：山田啓妃
利用者家族等への情報提供	深江施設：魚住寛之 物見施設：富松正義 佐方施設：大濱陽平 上平良施設：渕上和弘	深江施設：山田悠児 物見施設：岡林繁輝 佐方施設：大瀬瑠梨香 上平良施設：山田啓妃
感染拡大防止対策に関する統括	感染症対策委員長 富松正義	魚住寛之

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<input type="checkbox"/> 管理者へ報告 <input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 <input type="checkbox"/> 指定権者への報告 広島市・廿日市市	様式 2

	<p><input type="checkbox"/> 相談支援事業所への報告</p> <p><input type="checkbox"/> 家族への連絡</p>	
(2) 感染疑い者への対応	<p>【利用者】</p> <p><input type="checkbox"/> サービス休止</p> <p>利用者さんの体調に合わせて、利用を検討していただく また、同居家族内に体調不良者がいないか等確認を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関受診</p> <p>発熱時には利用者さんの保護者の方へ連絡を行い、送迎のち医療機関の受診を進める。</p>	
(3) 消毒・清掃等の実施	<p><input type="checkbox"/> 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認</p> <p>車内、室内の消毒を次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて徹底して行う</p>	

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	浅野広幸	魚住寛之
関係者への情報共有	深江施設：魚住寛之 物見施設：富松正義 佐方施設：大濱陽平 上平良施設：渕上和弘	深江施設：山田悠児 物見施設：岡林繁輝 佐方施設：大瀬瑠梨香 上平良施設：山田啓妃
再開基準検討	浅野広幸	魚住寛之

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整 <input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 <input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明 電話を用いて、各所へ連絡を行う <input type="checkbox"/> 再開基準の明確化 国、広島県のガイドラインの基準に従う	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	浅野広幸	魚住寛之
関係者への情報共有	深江施設：魚住寛之 物見施設：富松正義 佐方施設：大濱陽平 上平良施設：渕上和弘	深江施設：山田悠児 物見施設：岡林繁輝 佐方施設：大濱瑠梨香 上平良施設：山田啓妃
感染拡大防止対策に関する統括	富松正義	魚住寛之
勤務体制・労働状況	深江施設：魚住寛之 物見施設：富松正義 佐方施設：大濱陽平 上平良施設：渕上和弘	深江施設：山田悠児 物見施設：岡林繁輝 佐方施設：大濱瑠梨香 上平良施設：山田啓妃
情報発信	富松正義	魚住寛之

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 業務日誌や運行記録などを用いて、特定に協力する。 <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ 統括施設長・感染症対策委員長の指示に従って行動する。	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 国・広島県の定めたガイドライン等に従う 【職員】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 国・広島県の定めたガイドライン等に従う	

(3) 防護具・消毒液等の確保	<p><input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 担当者が毎月 1 回行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認 平常時は本部経由で amazon に発注を行う 必要に応じて、近隣施設にて調達を行う</p>	様式 6 様式 2
(4) 情報共有	<p><input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 状況に合わせて行っていく</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 事案ごとに適切に行っていく</p> <p><input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 事案ごとに適切に行っていく</p> <p><input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 事案ごとに適切に行っていく</p>	様式 2
(5) 過重労働・メンタルヘルス対応	<p><input type="checkbox"/> 労務管理 適切な管理が行われるように努力するとともに、指定権者や広島市・廿日市市担当課に相談を行って、適切な人員配置を可能な限り行っていく</p> <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応 8 時間を超える労働にならないように業務の分担や調整を行う</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション 職員の孤立化や孤独感を持たないような対応をしていく</p>	
(6) 情報発信	<p><input type="checkbox"/> 関係機関・地域等への説明・公表 その都度、適切に対応していく</p>	

＜更新履歴＞

更新日	更新内容
令和7年3月20日	作成

＜添付（様式）ツール＞

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウィルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）